

鶴見川流域水マスタープランの推進内容について

Promoting the contents of the Tsurumi River Basin Water Master Plan

研究第四部 主任研究員 永盛 芳孝
研究第四部 次 長 五道 仁実
研究第四部 主任研究員 野呂 守
研究第四部 研 究 員 藤本 真宗

鶴見川は日本を代表する典型的な都市河川であり、その流域は昭和40年以降急速に都市化が進行し、現在では市街地率85%、流域人口188万人になっている。この流域では、急速な市街化の進展に伴い流域が持つ保水・遊水機能が低下し、浸水被害増大等の問題に対処するため、昭和50年代初頭に、日本で初めて総合治水対策に着手した。その後、健全な水循環系を保全する観点から、水環境、自然環境等の改善を図るため、「鶴見川流域水マスタープラン」が平成16年8月に策定された。

本稿は、流域における水循環系の健全化をもって、自然と共存する持続可能な社会をめざす「鶴見川流域水マスタープラン」の計画概要と策定後に実施されている鶴見川流域水マスタープラン推進宣言式典、推進組織（鶴見川流域水協議会、鶴見川流域水委員会、鶴見川流域水懇談会）の設立、行政のよる関連計画のアクションプランについて報告するとともに、現時点での推進課題と今後の方向性を提示するものである。

キーワード：水循環系の健全化、流域水マスタープラン、アクションプラン、合意形成

The Tsurumi River is a representative urban river in Japan. Rapid urbanization of the river basin began in 1965, and the present status of urbanized land has reached 85%, with a population of 1,880,000. With such rapid progress, the water retention and retarding function was decreased in order to address problems such as increases in inundation damage, and the first comprehensive flood control efforts in Japan began in the mid-1970s. In August 2004, the Tsurumi River Basin Water Master Plan was formulated with the objective of conserving a sound hydrological cycle, and improving the water environment and the natural environment.

This paper briefly describes the Tsurumi River Basin Water Master Plan that aims to create a sustainable society capable of coexisting with nature. The paper also reports on the ceremony held for the declaration of the plan, the establishment of implementation organizations (Tsurumi River Basin Water Council, Tsurumi River Basin Water Committee and Tsurumi River Basin Water Conference) and action plans for related projects to be implemented by the government. Finally, the paper describes the challenges presently encountered and proposes the direction for future efforts.

Keywords : creation of sound hydrological cycle, river basin water master plan, action plan, consensus building

1. はじめに

鶴見川は、東京都町田市上小山田を水源として多摩丘陵を流下し、川崎市、横浜市を大きく蛇行しながら、横浜市鶴見区で東京湾に注ぐ流域面積235km²、幹川流路延長42.5kmの一級河川である。流域は、標高80～170mという低い丘陵地帯が分水界をなし、全体の70%に当たる167km²が丘陵・台地によって占められ、残り30%の68km²は土砂が堆積した沖積平野となっている。

鶴見川流域は首都圏に位置していることから、昭和40年以降急速に都市化が進行し、下流の低地地域は京浜工業地帯や密集市街地、上中流の丘陵地帯は新興市街地として開発された。その結果、昭和33年当時には流域内の市街地率10%であったが、現在では市街地率85%となっている。また、流域人口は、昭和35年で約49万人、昭和50年で約120万人、昭和60年で約158万人と急増し、平成16年1月1日現在では約188万人に達している。



図-1 鶴見川流域の位置

この様に急激な都市化に伴って、都市型水害の発生、河川流量の減少と水質汚濁、自然環境の悪化、震災・火災時の対応不足、水辺とのふれあい不足、などの問題点が昭和40年代から発生した。

これらの問題に対処するため、鶴見川流域では、昭和51年に学識経験者、流域自治体、河川管理者からなる「水防災計画委員会」を設置し、河川整備と流域における治水対策とを一体的に進める取り組みとして、日本で初めて総合治水対策に着手した。昭和56年には「鶴見川流域整備計画」、平成元年には「新流域整備計画」を策定し、現在まで種々の対策が講じられてきた。

しかしながら、治水機能に着目した対応が中心であり、環境など他の機能に対して配慮が不十分、または支障となることも多く、水循環系全体の課題解決には至っていない状況にあった。

これらの背景から、鶴見川流域では平成11年度から学識経験者などから構成される「鶴見川流域水委員会

準備会」を設立して各種の検討を行い、最終的に平成16年8月に「鶴見川流域水マスタープラン」が策定された。



図-2 鶴見川流域水マスタープラン冊子

鶴見川流域における水循環系の健全化については、平成11年度より継続的に検討が行われており、水マスタープランの策定経緯、鶴見川流域の問題点・課題点、水循環シミュレーションモデルなどの検討内容については、以下で報告されている。

- ・「リバーフロント研究所報告第11号(2000年10月)」
- ・「リバーフロント研究所報告第12号(2001年10月)」
- ・「リバーフロント研究所報告第15号(2004年9月)」

本論では、平成16年8月の策定を受け、「鶴見川流域水マスタープラン」の基本理念、計画目標、施策内容について紹介し、現在実施されている鶴見川流域水マスタープランの推進内容について報告するとともに、現時点での推進にあたっての課題と今後の方向性を提示する。

2. 鶴見川流域水マスタープランの概要

2-1 基本理念

自然と共存する持続可能な社会をめざす都市・地域再生にあたり、治水や利水の機能に加えて都市・地域を支える基盤である自然ランドスケープ、水や物質の循環を柱とする環境的な機能、生物多様性などに注目して統合的に把握する視点として、流域における水循環系の健全化の視点が不可欠である。

鶴見川流域水マスタープランでは、「流域における水循環系の健全化をもって、自然と共存する持続可能な社会をめざす流域再生」を基本理念として策定された。

2-2 基本方針、計画目標、実施すべき施策

河川及び流域における問題などに対し、流域の社会動向を踏まえ、水循環系の視点から流域的視野で取り組むべき対応として、以下の5つの流域水マネジメン

トから基本方針、計画目標、施策をそれぞれ設定している。実施すべき施策については、各計画目標に基づき体系的に施策を整理し、大分類・中分類・小分類別に各施策を設定している。

以下には、基本方針、計画目標及び大分類で設定された施策を示す。

(1) 洪水時水マネジメント

基本方針	洪水の危険から鶴見川流域を守る
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> 流域が一体となった治水安全度の向上をはかる 計画規模を超える豪雨が発生しても市民の安全な避難を可能とし、被害を最小とする水害に強いまちをつくる
施策	<ul style="list-style-type: none"> 河川・下水道対策、流域対策の適切かつ一体的な計画立案と総合的管理 流域における保水・遊水機能の恒久的な保持 河川の洪水流下能力の確保・向上 沖積低地における下水道の雨水排除機能の向上 沖積低地における都市機能の耐水性強化 水害時における被害軽減システムの確立

(2) 平常時水マネジメント

基本方針	豊かで清らかな水環境を創出する
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> 支川域において、流域が急激に開発される以前の自然の流量を確保する 地下水の保全・涵養をはかり、湧水の復活を目指す 子どもたちが川の中で水遊びができ、多様な水生生物が生息・生育・繁殖できる水質に改善する 東京湾へ排出される汚濁負荷を削減する 節水に努め、水を再利用する社会を実現する
施策	<ul style="list-style-type: none"> 流域・河川・下水道が連携した効果的な支川の流量回復 流域における雨水浸透機能の維持・回復 流域における湧水や地下水の保全 河川における流量回復 下水処理水などの利用による支川・水路の流量回復 流域・河川・下水道が連携した効果的な水質改善 流域における汚濁発生源対策 下水道における水質改善 河川・水路における水質改善 雨水の有効利用 節水型社会の構築 水の循環活用型システムの構築

(3) 自然環境マネジメント

基本方針	流域のランドスケープ、生物多様性を保全・創出・活用し、自然とふれあえる都市を再生する
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> 流域に残された自然環境を保全する 水と緑のネットワークを保全・回復する 身近な自然と共生する都市を再生する
施策	<ul style="list-style-type: none"> 流域の緑の保全・創出・活用 水系・緑地の生態的ネットワーク化 まちづくりにおける自然環境の保全・創出・

活用	<ul style="list-style-type: none"> 市民が身近に自然とふれあえる場の確保
----	--

(4) 震災・火災時マネジメント

基本方針	震災・火災時の危険から鶴見川流域を守る
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> 河川とまちの連携による防災ネットワーク化をはかる 河川を生かした災害に強いまちをつくる
施策	<ul style="list-style-type: none"> 流域の防災機能のネットワーク化 河川空間などの防災機能の活用 流域における多様な水源の確保

(5) 水辺ふれあいマネジメント

基本方針	河川とのふれあいを通じて、流域意識を育むうおいのある暮らしを実現する
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> 流域の水循環系や自然の理解を促す流域学習を促進する 多様な資源を活用した流域ツーリズムを推進する 流域の環境に負荷をかけない暮らしを実践する
施策	<ul style="list-style-type: none"> 治水・防災・環境学習の場と機会の充実 流域活動センターなどの整備・活用 河川の適正な利用の促進 歴史・文化的遺産（堰、水路、水田、谷戸など）の保全・活用・伝承 河川利用施設の整備推進 水・歴史・文化をめぐる河畔・流域ふれあいトレイルの構築 水循環系の健全化を促す流域産業の振興 流域環境や水循環系に負荷をかけない流域エコライフの推進

3. 鶴見川流域水マスタープランの推進内容

3-1 推進に向けた主要な課題と取り組み

平成11年度から鶴見川流域水マスタープランの検討に着手し、鶴見川流域水委員会準備会7回、鶴見川流域水委員会9回、鶴見川流域水マスタープラン行政会議9回、鶴見川流域懇談会3回が開催され、最終的に平成16年8月に策定された。

各種の検討が行われ、平成16年8月から実質スタートする鶴見川流域水マスタープランの実行にあたっての主要課題及び平成16年度に実施した取り組み内容を以下に示す。

【スタート時点における主要課題】

- ・鶴見川流域水マスタープランが法定計画ではなく任意計画であるため、計画内容の担保性が弱い。
- ・流域の関連自治体が多く、施策の実施にあたっては関連部局が多岐に亘る。
- ・流域的規模での推進事例が極めて少ない。

【平成16年度の取り組み内容】

- (1) 流域関連自治体の首長による合意
- 流域関連自治体（東京都、神奈川県、町田市、稲城市、横浜市、川崎市）が多く、また関連する部局も河

川、下水道、環境、都市計画、公園緑地、道路、建築、教育委員会等と多いため、各部局の流域的連携と担保性を向上させるため、流域関連自治体の首長による合意を図る。

(2) 取り組み体制の確立

流域的視野で市民、市民団体、企業、行政による連携・協働（パートナーシップ）による推進体制を確立させるとともに、各推進組織の役割分担を明確にする。

(3) アクションプランの実行

アクションプランの策定・実施にあたっては、流域の関連自治体と関連部局が多岐に亘り、加えて流域的規模での推進事例が極めて少ない。このため推進当初は河川関連部局が中心となり、行政による関連計画のアクションプランを試行し、具体的な事例から推進にあたっての諸問題の洗い出しと解決を行い、流域の連携や総合化を図る。

3-2 流域関連自治体の首長による合意

鶴見川流域の市民・市民団体、企業、行政が一体となった、流域の安全・安心、自然との共存の体制を確立し、今後、鶴見川流域水マスタープランを具体的に推進するため、平成16年8月26日に流域関連自治体の首長による「鶴見川流域水マスタープラン推進宣言式典」が開催された。

各首長から流域水マスタープランの推進のための今後の取組みに向けたメッセージや、鶴見川流域水マスタープラン宣言及び調印が行われた。

また、式典では流域水マスタープランの推進に向けて、わかりやすい指標によるモニタリング、中長期の具体目標の設定とアクションプランの策定、リーディングモデルプロジェクトの実施など、宣言の具体化に向けた取り組みが確認された。



図-3 流域水マスタープラン推進宣言式

宣言の具体化に向けた取り組み

①わかりやすい指標によるモニタリングと公表

鶴見川流域水協議会が同水懇談会等流域市民に定期的に鶴見川流域の水循環の健全化の状況をわかりやすい指標を使ってそのデータを公表し、流域市民の主体的な参加による監視のできる体制を確立する。

②中長期の具体目標の設定とアクションプランの策定

主要な施策について、10～30年後の流域が目指すべき具体的な目標を設定する。また、その実現を図るため、短期間（5年程度）の実行計画であるアクションプランを策定し、目標、関連主体を定め、鶴見川流域水マスタープランの施策を推進する。その際には、マネジメントサイクル（計画・実行・点検・見直し）によって、鶴見川流域水マスタープランとアクションプランを進行管理する。

③リーディングモデルプロジェクトの実施

水マスタープランの施策を先導的に推進するため、策定段階で計画された4つのモデル計画を実施する。あわせて、地域を選定し、その地域の課題をテーマとして具体的なモデルプロジェクトを計画し、実行する。

④適切な役割分担、連携・協働の取り組みのための体制確立

水マスタープランの施策を先導的に推進するため、策定段階で計画された4つのモデル計画を実施する。あわせて、地域を選定し、その地域の課題をテーマとして具体的なモデルプロジェクトを計画し、実施する。

⑤「365 日水マスの日」、キャッチフレーズによる流域水キャンペーンの実施

「365 日水マスの日」を設定するとともに、キャッチフレーズ「いのちと暮らしを地球につなぐ鶴見川流域再生ビジョン」を積極的に周知・PRし、市民・市民団体・企業・行政の協働による「鶴見川・バクの流域水キャンペーン」を展開する。

⑥検討すべき課題

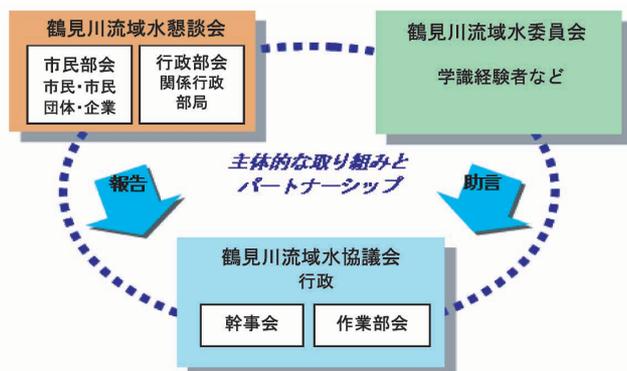
- 緑地保全のための制度、土地交換、トラスト
- 源流緑地における自然環境保全型の大規模公園（都市林等）の適用
- 自然環境保全型の防災調整池の設置、小規模防災調整池の集約化

図-4 宣言の具体化に向けた取り組み

3-3 取り組み体制の確立

流域的視野での市民、市民団体、企業、行政による連携・協働（パートナーシップ）による推進体制を確立させるとともに、各推進組織の役割分担を明確にすることを目的に、三つの組織を平成16年度に設立している。

なお、各組織の役割と現在までの開催状況は以下に示すとおりである。



図一五 取り組み体制の組織確立

(1) 鶴見川流域水協議会

鶴見川総合治水対策及び水循環系の健全化に係る施策の効率的かつ円滑な実施を図るため、鶴見川流域整備計画の実施、特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画の策定と実施、及び水循環系の健全化に係る施策の実施に関する協議を行う組織として、平成16年8月2日に鶴見川流域総合治水対策協議会を発展的に改組して設立された。

鶴見川流域水協議会の組織は、各自治体の副知事・副市長・助役から構成され座長は関東地方整備局長である「協議会」、関連する部局の局長・部長から構成され座長は関東地方整備局河川部長である「総合治水幹事会、水循環幹事会」、関連する部局の部長・課長から構成され座長は国土交通省京浜河川事務所長である「総合治水作業部会、水循環作業部会」によって組織されている。なお、水循環作業部会の構成数は計85部局の多岐に亘る各分野のメンバーから構成されている。

鶴見川流域水マスタープランの策定後、現在までの開催日と開催状況写真を以下に示す。

- ・平成16年11月24日（第1回総合治水作業部会・第1回水循環作業部会）
- ・平成17年5月31日（第2回総合治水作業部会・第2回水循環作業部会）
- ・平成17年6月24日（第3回総合治水作業部会）



図一六 会議状況写真

(2) 鶴見川流域水委員会

鶴見川流域の水循環系の健全化に係る施策の計画内容、事業の進行課程での課題等について、行政の知見だけでは解決できない問題などに対し「鶴見川流域水協議会」に専門的な視点から助言を行う組織として、平成16年12月9日に設立された。

鶴見川流域水委員会は、関連分野の学識経験者などから構成され、委員長には「鶴見川流域水委員会準備会（平成11年10月～平成13年5月）」及び「鶴見川流域水委員会（平成14年2月～平成16年3月）」で委員長として携われた虫明功臣・福島大学教授を迎え、委員17名から構成されている。（平成17年6月末日現在）



図一七 会議状況写真

(3) 鶴見川流域水懇談会

鶴見川流域水懇談会は、市民・市民団体・企業による「市民部会」と、関係行政部局による「行政部会」から構成され、市民との意見交換を継続的に行い、その意見は鶴見川流域水マスタープランや今後の計画推進を行う「水協議会」に報告する組織として、平成16年12月23日に設立された。

なお、市民部会の登録者は平成17年6月末日現在で約100名であり、行政部会の構成部局は79部局となっている。

現在までの開催日と開催状況写真を以下に示す。

- ・平成16年12月23日（第1回鶴見川流域水懇談会）
- ・平成17年 2月11日（第2回鶴見川流域水懇談会）
- ・平成17年 2月20日（第3回鶴見川流域水懇談会）
- ・平成17年 3月12日（第4回鶴見川流域水懇談会）
- ・平成17年 6月18日（第5回鶴見川流域水懇談会）



図一八 会議状況写真

3-4 アクションプランの策定・実行

行政によるアクションプランを策定・実行するとともに、具体的な事例から推進にあたっての諸問題の洗い出しと解決を行い、流域の連携や総合化を図ることを目的に、平成16年度に行政による関連計画のアクションプランに着手した。

アクションプランは、鶴見川流域水マスタープランの主要な施策について、10～30年後の流域が目指すべき具体的な目標を設定し、その実現を図るため、短期間（5年程度）の目標や策定・実施主体を定め、鶴見川流域水マスタープランの施策を推進する行動計画である。その際には、マネジメントサイクル（計画・実行・点検・見直し）によって進行管理を行う。

また、行政による関連計画のアクションプランは、各自治体が個別に策定されている行政の関連計画の整理を行い、個別の計画を連携・調整を行うことによって、一つのアクションプランとして実施するものとしている。

行政による関連計画のアクションプランのテーマは「鶴見川流域水マスタープラン推進宣言式典」において「設定する具体目標の例」として提示されたものから下記4項目のアクションプランを選定して検討を行っている。

- ①水遊びできる水質
- ②緑地の保全と創出
- ③河川等の水を消防用水に活用
- ④河川等の水辺の利用者を増やす

図-9 行政によるアクションプラン

(1) 水遊びできる水質

平常時マネジメントの計画目標である「子どもたちが川の中で水遊びでき、多様な水生生物が生息・生育・繁殖できる水質に改善する」を受け、鶴見川下流域において平常時水量の約6～7割を占める下水道処理水の改善を目的に、平成16年度にアクションプランの検討に着手した。

本アクションプランは、流域自治体の下水道部局を中心に取り組み、流域自治体の各事業認可計画等からアクションプランの目標年次、目標高度処理率について水マスタープランで構築した水循環系解析モデルを使用し、目標年次の高度処理率と水質改善効果について検討を行っている。

なお、モニタリング指標は水質のふれあい等級を採用している。



図-10 水遊びできる水質（イメージ）

川の機能	項目	水質のふれあい等級			備考
		★★★ (目安1)	★★ (目安2)	★ (目安3)	
川全体がきれい	ゴミ	川の中や水際にゴミはあまり見えない	川の中や水際にゴミが目につき我慢できる	川の中や水際にゴミが目につき耐えられない	・感覚調査結果
水がきれい	透視度(cm)	80以上 (川底が見えること)	40以上 (川底が見えること)	40未満 (川底が見えること)	・感覚調査結果 ・泳ぐと「水辺で水遊び」の間の値
	色度(度)	10未満	20未満	20以上	
	油、発泡	油膜、発泡が認められない	油膜、発泡が認められるが我慢できる	油膜、発泡が認められ耐えられない	・感覚調査結果
悪臭がしない	臭気度	2.5未満	3.5未満	3.5以上	・感覚調査結果 ・鶴見川実態調査結果の水遊びが行なわれている地点の最大値
川底の感触が悪くない	C-BOD(mg/l)	3未満	5未満	5以上	・感覚調査結果 ・水質管理に関する研究(親水活動と水質の関係)
	T-N(mg/l)	9未満	12未満	12以上	・感覚調査結果 ・鶴見川実態調査結果の水遊びが行なわれている地点の最大値
	T-P(mg/l)	0.6未満	0.9未満	0.9以上	

図-11 モニタリング指標（案）

(2) 緑地の保全と創出

自然環境マネジメントの計画目標である「流域に残された自然環境を保全する」、「水と緑のネットワークを保全・回復する」を受け、鶴見川流域内での緑地の保全と創出を目的に、平成16年度にアクションプランの検討に着手した。

本アクションプランは、流域自治体の緑政部局を中心に取り組み、流域自治体の各緑の基本計画等の既定計画から、流域的視点から保全の対象とすべき緑地などを選定し、流域での緑のネットワーク計画等を想定しながら検討を行う予定である。現在は各自治体別の緑地データを流域界で分割して流域緑地データとして再編し、流域としての緑のネットワークの基本データの整理と検討を行っている。

なお、将来の想定している緑のネットワークのイメージは以下のとおりである。

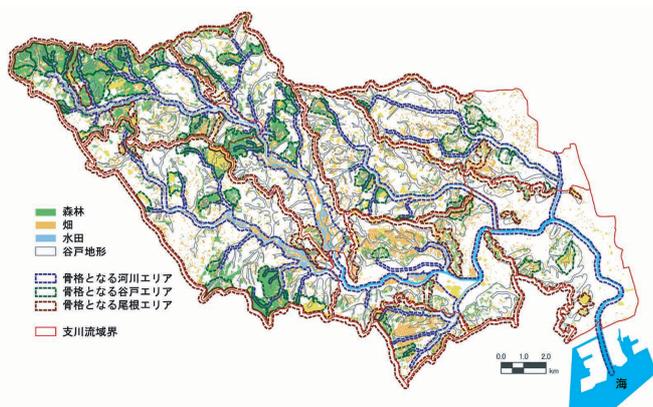


図-12 緑のネットワーク（イメージ）

(3) 河川等の水を消防用水に活用

震災・火災時マネジメントの計画目標である「河川を生かした災害に強いまちをつくる」を受け、震災時等の火災などにおいて、河川等の水を消火用水に活用することを目的に、平成16年度にアクションプランの検討に着手した。

本アクションプランは、流域自治体の防災・消防部局を中心に取り組み、流域自治体の各消防水利状況と河川等の水辺の取水可能な場所等について検討を行っている。

なお、想定している将来取水可能な箇所の検討イメージは以下のとおりである。

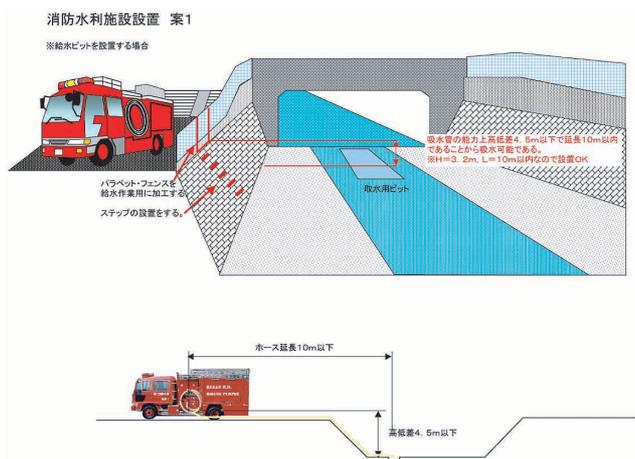


図-13 取水可能な場所検討図（イメージ）

(4) 河川等の水辺の利用者を増やす

水辺ふれあいマネジメントの基本方針である「河川とのふれあいを通じて、流域意識を育むうおいのある暮らしを実現する」を受け、水辺利用の基盤となる川辺の親水拠点や散策路等の施設整備のほか、流域での意識の普及啓発活動を継続的に行っていくことを目的に、平成16年度にアクションプランの検討に着手した。

本アクションプランは、流域自治体の河川部局を中心に取り組み、水マスタープランの普及啓発や、水辺ふれあい活動の推進計画を中心にまとめる予定である。現在は対象とする施設や活動の検討を行っている。

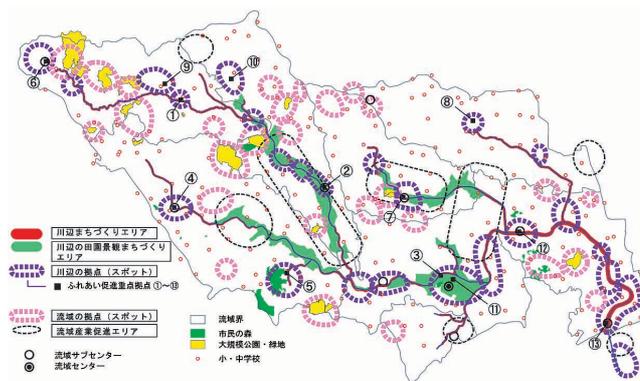


図-14 水ふれあい拠点整備（イメージ）

4. 今後の課題

4-1 流域関連自治体の首長による合意

平成16年8月2日鶴見川流域水マスタープランの策定を受け、平成16年8月28日鶴見川流域水マスタープラン推進宣言式典が開催され、多くの市民と行政が参加し、鶴見川流域水マスタープランが多くの流域市民などに周知された。

また、各首長から流域水マスタープランの推進のための具体的な取組みなどが発表され、流域関連自治体の流域的連携が深められ、推進のための共通認識と合意形成が成立した。

このように、流域関連自治体の首長による推進宣言式典は、今後流域水マスタープランを強力に推進するうえで大変有効な成果を収めている。

4-2 取り組み体制の確立

三つの推進組織である鶴見川流域水協議会、鶴見川流域水委員会、鶴見川流域水懇談会が平成16年度に設立し、適切な役割分担、連携・協働の取り組みのための体制が確立した。

鶴見川流域水協議会水循環作業部会については、平成16年度及び平成17年度にそれぞれ1回開催され、鶴見川流域水マスタープランの進め方などについて協議が実施されており、その役割は十分に機能している。

鶴見川流域水委員会については、平成16年度に1回開催され委員会の立上げが完了している。今後は具体的なアクションプラン等への専門的な助言を行う組織として期待される。

鶴見川流域水懇談会については、平成16年度の設立

から既に川づくりをテーマとして5回開催されおり、市民と行政の意見交換の場としてその役割は十分に機能している。また、市民部会の登録者数は平成17年6月末日現在、既に100名を超える組織へと成長しているため、今後はより効率的・効果的な市民主体による運営方法を確立することが必要である。

4-3 アクションプランの策定・実行

平成16年度に行政による関連計画のアクションプランに着手し、それぞれ検討を行っている段階ではあるが、現時点での課題を整理すると以下のとおりである。

(1) 流域を越えた視点からの検討

東京湾流域別下水道整備総合計画が見直し中であり、下水道法の新たな方向性などが現在審議中である。今後、行政による関連計画のアクションプランの検討を行うにあたっては、テーマの内容によっては流域を越えた広範囲的な視点からも検討を行っていく必要がある。

(2) 自治体単位の現況特性と流域特性との整合

各自治体の既定計画は自治体単位の現況特性などから計画されているため、流域レベルでの計画内容と各既定計画の内容が異なることが予測される。今後は各自治体の既定計画と流域での計画内容との整合性を図るとともに、流域としての計画内容の有効性も明らかにする必要がある。

(3) モニタリング頻度とその効果

アクションプランの策定後、定期的にモニタリングを実施する予定であるが、現在では自治体ごとにモニタリング内容や調査頻度が異なっている。今後モニタリング指標を検討するにあたっては、モニタリング頻度とその効果を十分踏まえた内容とし、各自治体のモニタリング負担を出来るだけ低減させるとともに、モニタリング内容を統一することが重要である。

4-4 河川整備計画等法定計画への反映

平成17年5月20日、鶴見川水系河川整備基本方針が決定されている。この基本方針は鶴見川流域水マスタープランの基本理念を踏まえた内容となっている。現在、京浜河川事務所、神奈川県、東京都、横浜市によって検討されている河川整備計画は、鶴見川流域水協議会において川づくりのアクションプランとして位置づけされており、鶴見川流域水マスタープランの施策内容を可能な限り反映させることが重要である。河川整備計画等の法定計画に鶴見川流域水マスタープランの内容を十分に反映させることにより、間接的に鶴見川流域水マスタープランの担保性を向上させ、各施策を推進することが重要である。

5. おわりに

鶴見川流域水マスタープランが平成16年8月に策定され、その後の推進に向けた取り組み状況は、流域関連自治体の首長による「鶴見川流域水マスタープラン推進宣言式典」の開催、三つの推進組織の設立、行政による関連計画のアクションプランの検討等が実施されている。行政による関連計画のアクションプランについては本年度中には4つのプランが策定・実行される予定である。現在は行政による関連計画のアクションプランが先行的に実施されているものの、今後は市民、企業などが主体的に取り組むアクションプランを多数立案し、具体的な行動に移していくことが重要である。

このように、鶴見川流域水マスタープランの推進に向けての取り組みは着実に実施されている。しかしながら、これらの取り組みは初期段階にあり、また鶴見川流域水マスタープランは法定計画ではないことから、今後とも既存制度や新規施策の実施をそれぞれの組織において継続的に推進していくことが重要である。推進状況に応じては、行政が主体となり推進のための条例、協定等の制度化などについても今後検討を行う必要がある。

最後に本研究を進めるにあたって、ご指導・ご助言をいただいた鶴見川流域水委員会の委員長である虫明功臣教授はじめ各委員、国土交通省京浜河川事務所、流域水懇談会市民部会・行政部会、技術的支援をいただいたコンサルタントの関係各位に対して、深く感謝を申し上げます。

<参考文献>

- 1) 鶴見川流域水委員会準備会：鶴見川とその流域、鶴見川流域水マスタープラン策定に向けた提言書、2001.
- 2) 鶴見川流域水協議会：鶴見川流域水マスタープラン2004.8
- 3) 海野修司 <鶴見川流域サミット>による鶴見川流域水マスタープラン推進宣言 河川2004No.698日本河川協会
- 4) 齋田紀行 鶴見川流域水マスタープランの計画指標（基本方針、目標）と施策案について 水循環貯留と浸透2004vol.54 雨水貯留浸透技術協会「水循環」に関する研究報告